

第2号様式の3

平成24年度第1回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成24年6月20日(水) 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成23年12月1日から平成24年3月31日まで	
【工事】		(備考)
抽出対象案件	総件数 2 件	
類 高度技術提案型	— 件	
型 標準 I 型	— 件	
標準 II 型	2 件	
簡易型 (一般タイプ)	— 件	
簡易型 (施工実績タイプ)	— 件	
【業務】		(備考)
抽出対象案件	総件数 1 件	
類 標準型	— 件	
型 簡易型	1 件	
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>(議題) 抽出案件の審議 [黒羽刑務所炊場・講堂棟等新営(機械設備)工事(標準Ⅱ型)]</p> <p>施工体制評価点が30点、0点となっているが、評価の仕方はどのようになっているのか。</p> <p>ヒアリングの際に、入札参加者は、自分が特別重点調査の対象となっているか、自分が落札できる立場にいるのか、分かっていないということか。</p> <p>施工体制評価点及びそのヒアリングの結果というのは、事実上特別重点調査と実質的に同じことをしているのではないか。</p>	<p>「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」とに分けてそれぞれ15点満点とし、ヒアリングをしてその結果により、それぞれ15点、5点、0点で評価しています。</p> <p>手順は、調査基準価格に満たない者に対して、開札後2日以内を期限として資料の提出を求め、当該資料の内容について、対面ヒアリングを行っています。対面又は電話によるヒアリングの結果、「品質確保の実効性」が確認できれば15点を、おおむね確認できれば5点、資料に不備があり、確認できなければ0点としています。</p> <p>そのとおりです。ただし、入札説明書で、「調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料を求める。なお、申込みにおける価格が調査基準価格以上の入札参加者についても、必要に応じ当該資料の提出を求めることがある。」と示しています。したがって、入札参加者は、追加資料の提出を求められた時点で、おそらく調査基準価格を下回ったのだということはある程度認識すると思われませんが、調査基準価格以上でも求めることがあるので知ることはできません。</p> <p>施工体制ヒアリングは、様式だけを提出してもらうことになっています。特別重点調査の場合は、提出様式が増え、更に、記載内容に関する詳細な資料の添付が必要です。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>(施工体制評価点が) 30点と0点に分かれていて、結果的に見て極端になっているので、入札参加者がどういう姿勢で臨んでいるのかわからない。</p> <p>みんなが調査基準価格を下回る札を入れて、施工体制評価点が0という業者が落札するというケースもあり得るのか。</p> <p>そうなると施工体制が整っていない0点の業者に発注するという結果になるのではないのか。</p> <p>ヒアリングの手段として、対面と電話があるようだが、呼び出されることとなったら、電話より厳しい状況にあることがわかってしまい、対面と電話ではイコールコンディションにならないのではないのか。</p> <p>落札者が確定していない中で、入札参加者に何らかのシグナルを与えるような手続は避けた方がよいのではないのか。</p>	<p>昨年度の結果では、追加資料の提出を求めた時点で辞退をする者が多かったです。</p> <p>実際に(対面)ヒアリングを実施してみると、共通費及び直接工事費について、見積りの根拠が不明確なものが多く、ほとんどが0点となりました。</p> <p>あり得ます。</p> <p>施工体制評価は、施工体制を担保出来るものではなく、工事費内訳書や追加提出資料から施工体制を評価するものであって、最終的に契約する業者には、低入札価格調査であったり、特別重点調査を実施します。その結果契約できない場合もあります。その点は分けて考えています。</p> <p>本方式は、国交省のガイドラインを参考に導入したものであるところ、国交省において、総合評価方式の見直しを進めその試行を行っていて、法務省においてもいずれはそういった情報を得て見直していくことを考えています。</p> <p>(対面)ヒアリングに呼び出された時点でこれは難しいと思ってしまうことはあり得ます。辞退するのは、それが一つの要因ではないかと思われます。</p>

意見・質問	回答
<p>0点、30点がイコールコンディションで評価したのであればすっきりとするのであるが、かたや電話で30点、かたや対面で0点にしたという、評価のレベルが違うかたちで点数を付けられているというのはすっきりとしない感じが残る。同じ方式でできないものか</p> <p>理由はわかるが、入札参加者に確認するやり方として平等にすべきではないか。やり方を分けることに疑問が残る。</p> <p>施工体制評価は、過去の入札結果を分析した結果、ダンピングに一定の効果があると統計的に認められたことから取り入れられたものであるが、その運用をする中で、落札する者には電話によるヒアリングで比較的簡単に30点が付いて、他の者は対面ヒアリングで0点が付いてしまうようなことが、評価する側の恣意が働いてしまったのではないか、手続的にそういったシグナルを送ってしまったのではないかと指摘されたときに問題になる可能性があり、気をつけてもらいたいと意見として申し上げたい。</p> <p>今後検討の余地があると思われるので、検討願いたい。</p>	<p>施工体制確認型は、発注者側、受注者側の負担を軽減するという面があり、調査基準価格を上回る者には（電話による）簡易なヒアリングを行っています。</p> <p>品質確保の目的で導入したところ、同じ取扱い（イコールコンディション）にしてしまうと結局価格競争ということになってしまうおそれがあります。</p> <p>国交省のガイドライン等を参考にしながら検討させていただきます。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>特別重点調査となった入札者の入札金額はいくらか。</p> <p>いつ無効となったのか。</p> <p>特別重点調査はいつ行うのか。</p> <p>特別重点調査となった入札者の評価値は何点か。</p> <p>無効になっていなければ、27.18と入るといふことか。無効になったから、関係書類が添付されていないのか。</p> <p>施工体制確認結果一覧表で、施工体制確認前の表に施工体制評価点がデフォルトで30点満点が入っているのか。</p> <p>施工体制確認前の表の技術評価点の数字は全く意味がないので、施工体制評価点30点を入れるのはおかしい。</p>	<p>入札調書には「無効」と記載されていますが、実際の入札金額は389,800千円です。</p> <p>特別重点調査後です。</p> <p>施工体制確認調査の後です。</p> <p>開札後に施工体制ヒアリングを実施したところ、特別重点調査の対象となる金額で入札した者の施工体制評価点が0点、合計の評価点が106点となり、最終的な評価値が最高値となったために特別重点調査をしたところ、(入札が)無効となり資格がなくなりました。その後、2番目の評価値の入札者は調査基準価格を上回っていたので低入札価格調査を行わずに落札決定となりました。</p> <p>評価値は27.18です。</p> <p>そうです。</p> <p>書式の手法としてはそういうことになるが、入れなくてもいいかもしれません。</p> <p>この部分は今後検討します。</p>

意見・質問	回答
<p>(議題) 抽出案件の審議</p> <p>[黒羽刑務所職業訓練棟等実施設計業務 (簡易公募型 (短縮), 簡易公募型競争入札)]</p> <p>技術評価について5人の評価が0点から10点までというところ、かなり差が付いているところがある。難しいところで、差を付けなくてはいけない部分もあるし、付けすぎてもよくない。</p> <p>5人の人数というのはマニュアルで決まっている人数なのか。4人ではいけないのか。</p> <p>(議題) その他</p> <p>「平成23年度総合評価落札方式の報告について」</p> <p>(総合評価の評価点について)</p> <p>全体平均はいいところにきているという感じか。</p>	<p>主観評価なので評価にばらつきが出て、A者に最高点を付けているものもいれば最低点を付けているものもいます。そのために5人で評価した平均としています。</p> <p>5人と決めています。</p> <p>そのとおりで、以前より少しずつ、若干点数は上がっているように思います。</p>